

喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金


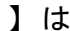
市内のまちづくり景観形成の協定地区内において、景観住民協定に参加している方が、良好な景観形成の促進のために行う建築物の新築や外観（ファサード）の改修、屋外広告物の設置等の整備工事にかかる経費の一部を補助する制度です。

●補助の対象

住民協定の協定事項に基づいて行う建築物等の整備に係る次の経費を補助対象経費とします。なお、補助は1事業者につき補助対象項目ごとに1回に限り、経費から国県他の補助金を除いたものが補助対象経費となります。

| | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 建築物 | …補助率 1/3 以内、補助限度額 50 万円 |
| ② 境界構築物（門、塀等） | …補助率 1/3 以内、補助限度額 20 万円 |
| ③ 建築付属物（屋外広告物等） | …補助率 1/3 以内、補助限度額 10 万円 |
| ④ 緑化 | …補助率 1/3 以内、補助限度額 10 万円 |

●事業計画から補助金交付までのながれ

 は申請者（事業者）が行う内容、【】は市が行う内容です。

◇工事に着手する前に◇

1 事前協議及び計画の申請

- (1) **事前協議** 認定団体における「景観運営委員会」等との協議

※景観運営委員会との協議の前に、市の窓口（都市整備課）へご相談ください。
補助事業該当の可否、実施計画について確認を行います。

※（補助の対象になるのは住民協定で定める協定事項に適合した計画のみです。）

- (2) **事業実施計画認定の申請** 市へ「喜多方市まちなみ景観形成事業実施計画認定申請書（様式第4号）」を提出

添付書類 ① 事業実施計画書（様式第4号別紙）

②※「喜多方市まちなみ景観形成事業対象団体認定通知書」の写し

③ 設計図書

ア 平面図（全体図及び補助対象箇所図）

イ 位置図（協定名称、受益地区及び事業位置を記載したもの）

※日本工業規格A列4判又は3判で、土地境界又は建物形状の分かる図面に、協定区域は青線で縁取り、申請箇所を赤色で塗りつぶして表示する。

ウ 配置図

エ 立面図

④ 工事見積書の写し

⑤ 工事着工前写真



⑥※景観審査チェックシート

※②、⑥は認定団体の代表者に申し出てください。

(3) 【審査】→【事業実施計画の認定】

市は事業者に対し「喜多方市まちなみ景観形成事業実施計画認定通知書（様式第5号）」を交付

2 事業の実施

- (1) **事業の着工** 市へ「喜多方市まちなみ景観形成事業着工届（様式第6号）」を提出
※ 事業実施の内容に変更が生じる場合は、必ず都市整備課へご相談ください。
- (2) **事業の完了** 市へ「喜多方まちなみ景観形成事業完了届（様式第7号）」を提出

◇工事が完了してから◇

3 補助金の交付申請

- (1) **交付申請** 市へ「喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金交付申請書（様式第1号）」を提出

添付書類 ① 事業実績報告書（様式第1号別紙）
② 工事請負契約書及び売買契約書の写し
③ 領収書の写し又は支払済額がわかる書類
④ 工事完了後写真
⑤ 市税納税証明書（指定様式）

※ 補助金交付指令書を受領した日から10日以内であれば、申請を取り下げることができます。

- (2) 【審査】→【交付決定】

市は申請者に対し、「補助金交付指令書（様式第2号）」を交付

4 補助金請求及び交付等

- (1) **補助金の請求** 市へ「喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金交付請求書（様式第3号）」を提出

※ 請求より2週間ほどで申請者の預金口座へ振込みとなります。

- (2) **補助金の受領** 認定団体の代表へ「景観整備状況報告書（様式第8号）」を提出

※ 補助金の収支状況を記載した会計帳簿やその他の書類は、事業完了した年度の翌年度から5年間の保存が必要です。

※ 補助を受けた物件の改修、処分は一定期間できません。

お問合せ

喜多方市 建設部 都市整備課 都市計画係

TEL24-5240 FAX24-5289

E-mail toshiseibi@city.kitakata.fukushima.jp

